

令和8年（フ）第254号

佐賀市川副町大字鹿江1109番地11
債務者 原 勇樹
1 決定年月日時 令和8年9月30日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月2日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第281号

佐賀県鳥栖市宿町1063番地5 ロイヤルステータウン鳥栖B棟207
債務者 川村 彩
1 決定年月日時 令和8年9月30日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月2日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第775号

神戸市中央区下山手通7丁目1番16号 山手さくら苑、従前の住所神戸市兵庫区馬場町12番2—403号
債務者 嘉門美江子（法定代理人成年後見人 井上 翔太）
1 決定年月日時 令和8年9月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月4日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第813号
兵庫県三田市小野839番地
債務者 尾山 郁男
1 決定年月日時 令和8年9月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月4日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第866号

神戸市兵庫区駅南通2丁目1番10—904号、従前の住所東京都渋谷区神宮前3丁目33番20号 U N I S O N 神宮前301
債務者 山中 麗納

1 決定年月日時 令和8年9月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月4日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第110号

山口市矢原918番地14 メゾン矢原203、前住所山口市阿知須87番地1
債務者 大岬 正志

1 決定年月日時 令和8年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月4日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第44号

山口県周南市花陽2丁目10番5号
債務者 山内あけみ
1 決定年月日時 令和8年9月30日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和8年（フ）第932号

広島市安佐南区東原2丁目8番34号
債務者 加藤 由美
1 決定年月日時 令和8年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月16日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第998号

広島県東広島市八本松飯田8丁目6番2号
債務者 上野 千春
1 決定年月日時 令和8年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月16日まで
広島地方裁判所民事第4部

破産手続廃止

令和8年（フ）第99号

千葉県東金市東金856番地18
破産者 小堀 裕之
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年（フ）第261号

大阪府泉大津市池浦町五丁目1番25号
破産者 有限会社アブローズウエディング・O F E
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年（フ）第129号

奈良県生駒市小瀬町893番地15
破産者 株式会社トリニティ
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所破産係

令和7年（フ）第621号

札幌市東区北13条東16丁目1番20号
破産者 株式会社アスコート
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1033号

札幌市豊平区平岸2条7丁目4番17—611号
破産者 株式会社B C S u p P o r t
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第8号

宮城県登米市迫町佐沼字萩洗二丁目6番地6
破産者 株式会社イデアルプレス

1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所登米支部

令和8年（フ）第74号

栃木県小山市西城南一丁目36番地21
破産者 理想実現株式会社
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和8年（フ）第97号

群馬県館林市大手町7番18号日栄ビル16
破産者 株式会社エフ・ケイ・スチール
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

令和8年（フ）第14号

千葉県館山市北条1170番地の3 中央ハイツ201号室
破産者 須代 信二
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和7年（フ）第192号

千葉県山武市蓮沼二の4475番地
破産者 土屋 和夫
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年（フ）第101号

千葉県東金市堀上638番地7
破産者 高橋 幸治
1 決定年月日 令和8年9月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係